

金融及び土地関連税制についての意

1997年9月30日
社団法人 経済同友会

我々は、先般、税制改正を梃子として経済の活性化を図るという観点から、来年度の税制改正に関して、法人の実効税率の40%への引き下げを中心とする意見を表明した。これに加えて、日本経済を活性化させ、構造改革を推進するために、金融ビッグバンに対応するための税制改正と土地の有効利用を促進する税制改正をあわせて実施すべきである。

I. 金融関連税制

来年4月の改正外為法施行を皮切りに、金融システム改革が本格的に始動するが、税制が現在のままでは実効ある改革はできない。また、企業の活性化を意図して商法が改正されたが、税制面での手当ては遅れている。国際的整合性の観点からも、金融関連税制について必要とされる改正を来年4月までに確実に実施すべきである。

1. 有価証券取引税・取引所税の廃止

米国はじめ諸外国の多くが、既に有価証券の流通課税を廃止しているなか、金融・資本取引のコストが国際的にみて著しく高い状態を放置すれば、資金が一方向的に海外に流出し、「金融の空洞化」を招きかねない。

有価証券取引税と、金融派生商品に対する取引所税は、98年4月の外為取引自由化までに、税率の軽減ではなく、税そのものを確実に廃止するべきである。

2. 非居住者の受け取る公社債利子の非課税化

国内発行公社債の利子につき、先進主要国では非居住者に対する源泉徴収は殆ど行われていないのに対し、わが国では、原則として15%の源泉徴収課税が行われている。

わが国の金融・資本市場を世界から資金を集められる魅力的な市場とするための条件整備として、また円の一層の国際化を推進するためにも、非居住者の受け取る公社債利子については、原則非課税とするべきである。

3. 商法改正を実効あるものとするための税の見直し

(1) ストックオプション課税の見直し

先般の商法改正により、役員・従業員の士気を向上させ、企業のさらなる活性化を図るべく、ストックオプション制度が解禁になった。しかし、現行の税制の下では、権利行使時と株式売却時の二時点で課税されることになり、その普及・定着にとって大きな妨げとなる。現実の所得収入がない権利行使時での課税は不合理であり、株式売却時での課税に一本化するべきである。

(2) 自社株消却のみなし配当課税の非課税化

先般の商法改正により、上場企業等が自主的・機動的な資本政策を実施するための一般的制度として、自社株買入れ消却制度が整備された。しかし、税制面では、みなし配当課税の凍結は、株式市場活性化対策としての99年3月末までの特例措置となっており、商法改正の趣旨と整合していない。自社株消却にかかるみなし配当課税の非課税化を恒久的なものとするべきである。

4. 総合課税化と納税者番号制の検討

一連の金融自由化を進めるなかで、課税の公平性を確保するためには、近い将来に、利子やキャピタルゲインを含め、総合課税化することが最も望ましい。総合課税制の導入に向け、早急に具体的な結論を得るべきである。そのためには、あわせて納税者番号制の導入も必要である。

II. 土地関連税制

大都市における土地の有効利用の実現は、わが国経済・社会の活性化の成否を左右する重要な要素の一つであり、その実現には、土地市場・不動産市場の健全化・活性化が不可欠である。

1. 特別土地保有税及び地価税の廃止

特別土地保有税及び地価税はその導入目的を終えており、廃止するべきである。

2. 土地市場活性化のための税の見直し

(1) 取得に関する税の見直し

取得に関する税は、不動産取引の活性化を妨げる要因の一つとなっている。不動産取得税を廃止するとともに、登録免許税については、その性格から不動産登記1件ごとに事務手数料相当額を徴収することが適当である。

また、土地取得に関する借入金の利子について、法人税における損金算入の制限措置及び所得税における損益通算の禁止措置は撤廃するべきである。

(2) 譲渡益課税の見直し

所得税・法人税における土地譲渡益への重課措置など、地価高騰時の懲罰的な税制措置は撤廃すべきである。

(3) 良質な住宅への転換促進のための税制

将来の優良な社会的ストックの形成や不動産市場の活性化のためには、ニーズに合った良質な住宅への転換を促進する必要がある。そのためには、現行の買換え特例の適用要件を緩和するとともに、個人の居住用財産の譲渡損失についても、法人同様の繰越し控除を認めるべきである。

以 上